

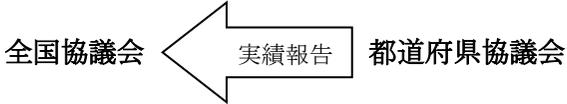
令和6年度地域づくり団体活動支援事業実施要綱 新旧対照表

令和6年度地域づくり団体活動支援事業実施要綱（新）	令和5年度地域づくり団体活動支援事業実施要綱（旧）	変更概要
第1～2（略）	第1～2（略）	
<p>第3 助成対象事業</p> <p>助成対象事業は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に実施する事業とする。</p> <p>(4)（略）</p>	<p>第3 助成対象事業</p> <p>助成対象事業は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に実施する事業とする。</p> <p>(4)（略）</p>	<p>・年の変更</p>
第4～5（略）	第4～5（略）	
<p>第6 助成金の交付申請手続</p> <p>1 助成金の交付申請は令和7年3月1日から同年12月31日までの間に限り受け付ける。ただし、助成金の累計額が地域づくり団体活動支援事業の予算額に達し次第、受付を終了するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第6 助成金の交付申請手続</p> <p>1 助成金の交付申請は令和6年3月1日から同年12月31日までの間に限り受け付ける。ただし、助成金の累計額が地域づくり団体活動支援事業の予算額に達し次第、受付を終了するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>・年の変更</p>
第7～第9（略）	第7～第9（略）	
<p>第10 実績報告</p> <p>助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了日から1ヶ月を経過した日（当該経過した日が令和7年3月1日後である場合は、令和7年3月1日）までに、実績報告書（様式2）に収支決算書及びその他参考となる資料を添付のうえ、会長に提出するものとする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて提出するものとする。</p>	<p>第10 実績報告</p> <p>助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了日から1ヶ月を経過した日（当該経過した日が令和6年3月1日後である場合は、令和6年3月1日）までに、実績報告書（様式2）に収支決算書及びその他参考となる資料を添付のうえ、会長に提出するものとする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて提出するものとする。</p>	<p>・年の変更</p>
第11～第14（略）	第11～第14（略）	

令和6年度地域づくり団体活動支援事業の実施にかかる留意事項 新旧対照表

令和6年度地域づくり団体活動支援事業の実施に係る留意事項(新)	令和5年度地域づくり団体活動支援事業の実施に係る留意事項(旧)	変更概要
1～10 (略)	1～10 (略)	
<p>11 助成事業名の明示について</p> <p>助成対象団体は、実施する事業が「令和6年度地域づくり団体活動支援事業」であることを周知するために、案内チラシ等に「令和6年度地域づくり団体活動支援事業」と表記するようにしてください。</p>	<p>11 助成事業名の明示について</p> <p>助成対象団体は、実施する事業が「令和5年度地域づくり団体活動支援事業」であることを周知するために、案内チラシ等に「令和5年度地域づくり団体活動支援事業」と表記するようにしてください。</p>	<p>・年度の変更</p>
12～13 (略)	12～13 (略)	
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">《事務手続きの流れ》</p> <p>1 登録団体の場合 (1)～(2) (略) (3) 実績報告</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>事業完了日から1ヶ月を経過した日（当該経過した日が令和7年3月1日後である場合は、令和7年3月1日）に全国協議会に提出</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">《事務手続きの流れ》</p> <p>1 登録団体の場合 (1)～(2) (略) (3) 実績報告</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>事業完了日から1ヶ月を経過した日（当該経過した日が令和6年3月1日後である場合は、令和6年3月1日）に全国協議会に提出</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>・年の変更</p>

令和6年度地域づくり団体活動支援事業の実施にかかる留意事項 新旧対照表

令和6年度地域づくり団体活動支援事業の実施に係る留意事項(新)	令和5年度地域づくり団体活動支援事業の実施に係る留意事項(旧)	変更概要
<p>2 都道府県協議会の場合 (1)～(2) (略) (3) 実績報告</p>  <p>事業完了日から1ヶ月を経過した日（当該経過した日が令和7年3月1日後である場合は、令和7年3月1日）に全国協議会に提出</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>2 都道府県協議会の場合 (1)～(2) (略) (3) 実績報告</p>  <p>事業完了日から1ヶ月を経過した日（当該経過した日が令和6年3月1日後である場合は、令和6年3月1日）に全国協議会に提出</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>・年の変更</p>